

デジタル変革時代の電波政策懇談会（第6回）

議事要旨

1. 日時

令和3年4月19日（月）10：00～12：00

2. 開催方法

WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

構成員：

飯塚留美（一般財団法人マルチメディア振興センターICT リサーチ&コンサルティング部シニア・リサーチディレクター）、大谷和子（株式会社日本総合研究所執行役員法務部長）、北俊一（株式会社野村総合研究所パートナー）、宍戸常寿（東京大学大学院法学政治学研究科教授）、篠崎彰彦（九州大学大学院経済学研究院教授）、高田潤一（東京工業大学副学長（国際連携担当）/環境・社会理工学院教授）、寺田麻佑（国際基督教大学教養学部上級准教授）、藤井威生（電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授）、藤原洋（株式会社ブロードバンドタワー代表取締役会長兼社長CEO）、三友仁志（早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）、森川博之（東京大学大学院工学系研究科教授）

総務省：

新谷総務副大臣、竹内総合通信基盤局長、吉田情報流通行政局長 併任 大臣官房総括審議官、田原サイバーセキュリティ統括官、藤野大臣官房審議官（国際技術・サイバーセキュリティ・情報流通行政局担当）、鈴木電波部長、吉田総合通信基盤局総務課長、柳島技術政策課長、大村事業政策課長、布施田電波政策課長、片桐基幹・衛星移動通信課長、翁長移動通信課長、山口電波環境課長、根本電波利用料企画室長、田中移動通信課移動通信企画官、五十嵐新世代移動通信システム推進室長、木村監視管理室長、折笠認証推進室長、寺岡重要無線室長、柳迫電波政策課企画官

4. 配付資料

資料6-1 公共用周波数等ワーキンググループ報告

資料6-2 移動通信システム等制度ワーキンググループ 論点整理

資料6-3 デジタル変革時代の電波政策懇談会 論点整理（ワーキンググループの検討事項以外）

5. 議事要旨

(1) 開会

(2) 新谷総務副大臣挨拶

(3) 議事

① 公共用周波数等ワーキンググループからの報告

資料6-1に基づいて、公共用周波数等ワーキンググループからの報告について、同ワーキンググループ主査の高田構成員及び事務局より説明が行われた。

(北構成員)

公共用周波数の有効利用については、NRIとしても積年の課題であり、今回、31のシステムについて全て廃止か移行か共用かデジタル化の方向性が示されたことに、関係者の皆様に感謝と御礼を申し上げたい。今後、これらの電波有効利用を着実に進展させるために、継続的なフォローアップとPDCA、そして、残課題である、自治体が免許人になっている公共用無線については、有効利用に向けた取組を行っていただくことを期待している。

また、資料6-1の報告を見ていると、それぞれのシステムについて、周波数帯についての情報はあがるが、帯域幅についての情報が全く記載されていないので、ぜひ記載していただければと思う。

(寺岡重要無線室長)

帯域幅については、公表としては難しいところもあると思うが、我々のほうでヒアリングした内容を、ワーキンググループ限りの資料として作成しているところ。そのワーキンググループ内の資料等については、ご指摘の部分もきちんと把握をした上で進めているので、今後の検討の中ではご指摘の点も含めて、きちんと反映しながら進めてまいりたい。

(大谷構成員)

私も、公共用周波数等ワーキンググループの一員として検討に関わらせていただいたが、最初の各省からのプレゼンテーションの段階から比べると、皆様の理解をいただくことができ、また、事務局も多く労力を費やしていただき、よい結論に導いていただいたことに御礼申し上げたい。

資料6-1の34ページ以降に、PS-LTEについて、総務省における取組の内容を整理していただいております。国内で関係機関が協力し合って安全・安心の確保をし、また、周波数の有

効利用の実現という難しい課題を両立させるということに取り組んでいかれることだと思う。PS-LTE を構成する機材や、その運用のノウハウは、我が国だけではなく、国際的にも展開することがあれば、我が国の国際競争力の源泉となるような輸出品、あるいは輸出できるサービスとして考えていくこともできるのではないかと。そういった意味で、国際的な展開の可能性について、どのように事務局で把握されているか教えていただきたい。

(寺岡重要無線室長)

PS-LTE については、各国それぞれ、様々なやり方で進めているところ。特定の周波数を割り当てているものもあれば、我々のように、既存の通信事業者のネットワークを活用するというものもある。その意味で、我々のほうは既存の通信事業者のネットワークの上で PS-LTE を実現すべく、今年度は、実用化前の最終年度という位置づけで大規模実施を行うので、その結果を踏まえて、海外に向けても展開出来るものがあるのかを前向きに検討していきたいと思う。

(篠崎構成員)

公共用周波数の目的としては大きく2つあると思う。1つ目は、こういう見直しをすることで、どれくらい周波数の新しいスペースが出てくるかという観点や、周波数をどう有効利用していくかという観点である。2つ目は、それぞれの公共用システム自体のデジタル化によるメリットや効果をどう見ていくかという観点である。スペースが出てきた周波数をどう使うかの費用対効果の検討は欠かせないと思う。

資料6-1の34ページ目について、大谷構成員からも指摘があったところだが、デジタル方式の導入について、各システムが共通で採用可能なデジタル方式等の導入に必要な技術的条件の検討、つまり、個々にばらばらにちまちまとしたデジタル化ではなくて、ある程度共通にできる技術開発や実装も含めてやっていくことがセキュリティ等の面でとても大事だと思う。また、そういった取組の中で産業の発展や海外の展開に役立つことがあると思うので、実証実験や技術的条件の検討をする際、そのような観点が入ってくるといい。特に防災用で、いまだに音声でアナログ連絡しているところは、緊急時に山間等でノイズの問題等が多くなってくるのでデジタル化を行い、河川地帯や山岳地帯でもうまく使える仕組みを開発していくと、途上国等でも非常に有効なものになっていくのではないかと。

また、電波利用状況の調査を継続的にしていく仕組み自体が、一度には周波数の新しいスペースやデジタル化のメリットが出ないとしても、継続的にやっていくことで長期的にはいいものに仕上がっていくのではないかと期待している。

(高田構成員)

共通の方式の導入に関しては、非常に重要だと考えている。必ずしもマスが出るシステムばかりとは限らないという意味も含めて、やはり個々のシステムを別々にデザインしてい

くよりは、方式として一本化していくところ是一本化していくことが、装置構成の観点からも、あるいは技術的な優位性の観点からも重要だと思う。この点は、私からも総務省に期待するところで、今後技術試験事務などを通じて、このような方式を統一化していくような動きもあろうかと思うので、ぜひ反映していただきたい。

(藤井構成員)

今回、移行先の候補となっている PS-LTE については、私も検討会委員として導入についての検討に携わっているところ、当初、各公共用周波数を使っている方から懐疑的な見方が多かったが、直近の検討会や今回の報告を見ると、かなり期待も伝わってくる状況になっているかと思う。導入がしっかりできるかどうかで、さらなる移行や周波数の空きができてくると思う。本年度本格的な実証を行う計画になっているが、ぜひしっかり実証をしていただいて、本当にこれで大丈夫だということをうまく伝えていただけると、今後さらなる再編につながっていくのではないかと期待している。

②移動通信システム等制度ワーキンググループにおける検討状況報告

資料 6-2 に基づいて、移動通信システム等制度ワーキンググループの検討状況について事務局より説明が行われた。

(藤原構成員)

地域 BWA の位置付けについて、そもそも地域で相違があり、かなり温度差、地域によって格差があるのが実感だが、例えば、創意工夫で 4G を利用することができる制度でもあるかと思う。

また、既存免許人の移行により全国バンド化したらという意見もあるが、移行期間等を考えると時間がかかるので、そう簡単ではないかと思う。むしろ、地域 BWA 事業者は地域 BWA しか持たないので、代替手段の確保やユーザー保護が課題になってくる。言い換えれば、虫食い状態でも、今、地域 DX が盛り上がっているので、DX 対応の周波数として、もう一度チャンスを与えていいのではないか。

BWA の音声利用については、5G 化や音声対応等の推進を地域で頑張ってもらおうというような機運をつくってみてはどうか。

(森川座長代理)

論点 1-2 や論点 1-3 で、周波数の固定化への対応や、既存免許人とそれ以外の事業者の競願が論点として上がっていたかと思う。その際には、周波数再編に伴う既存設備の改修コストが非常に大きな問題になろうかと思うので、コスト低減の方策を技術的にも考えていくことができればいいと思う。例えば、レピータ等が周波数再編では問題にはなるが、将来的には恐らくレピータ等もソフトウェア化していくと思うので、ある程度将来を見越して

ソフトウェア的なものを導入していくとか、あるいは候補の周波数帯域をしっかりとカバーしておくようにあらかじめ指定しておくとか、いろいろな技術的方策があり得ると思うのでしっかりと今から検討をしておくことが大切である。

(高田構成員)

森川構成員とかなり近い意見になってしまうが、周波数移行に伴う装置の改修については、ロードマップ的なものも含めて、コストの見積りや、移行期間の間、周波数の有効利用が妨げられるというところの定量化が必要かと思う。

特にソフトウェア化は私も非常に重要だと思う反面、例えば、論点 1-7 にもあるように、高周波の回路部分については、なかなかソフトウェア化が難しいのではないかと。携帯電話で周波数利用効率を上げるために、ハードウェアで対処している側面があるので、周波数を有効に利用していく方針で、総体としては好ましいことだと思う。しかし、技術的な観点をもう少し定量化して議論していかないと、結局、周波数を割り当てることによって、周波数の有効率が逆に下がってしまうこともリスクとしてある。ハードウェアの制約条件を少し定量化していただいて、装置の置き換え、あるいは改修について検討しながらこの議論を進めていただければと思う。ソフトウェア化に向かっていることは間違いなく、ただ、高周波の部分はどこまでそれに追従できるかについては、少し具体の検討が必要ではないかと思う。

(篠崎構成員)

論点 1-4 について、経済学者の立場では、電波を扱ったビジネスが装置産業であることと表裏一体な点は見落としてはいけないと考える。周波数の見直しをして有効活用していくことは、私も非常に前向きだが、それによって事業者の予見可能性が損なわれて不確実性が高まってしまうと、初期投資自体が過小投資になってしまい、誰かがやるのを待ってからということになってしまう。この装置産業である点は、制度設計していくときにもとても重要になってくると思う。

これに関連して、論点 1-4 のワーキンググループでの主な意見で、異構成員からの意見は、非常に重要な御意見だと私も首肯するところである。消費者の厚生が改善されるのであれば、大いにしてもらったほうがいいが、それが別のところで、社会全体で別のコストを大きく生んでいるのであれば本末転倒になってしまうので、この点は制度設計で大きなポイントかと思う。

利用状況調査に関しては、林教授のコメントにもあったとおり、トラヒックの情報は、可視化して有効利用するための評価としては鍵となるデータなので、今後、利用状況調査の中でトラヒックというのは欠かせない指標の一つではないかと思う。

論点 1-2 の 2 ポツ目の③はあまりにも漠然としている感があり、かなり予見可能性がなくなってくる。つまり、そのように判断されたら、周波数はいつでも利用できなくなってしまうという具合に事業者の側が考えてしまうと、不確実性が高まってしまう。不確実性が高

いと投資を控えるという行動を生み出してしまうので、具体的な制度設計をしていくときには、装置産業であることを踏まえてしっかり予見可能性や、不確実性を低減していくことが、この先課題になっていくと思う。いずれにしろ、一度割り当てた周波数の見直しをどのようにしていくかに対して、これまでなかった制度で重要な第一歩が踏み出されたと思う。

(柳迫電波政策課企画官)

篠崎構成員に御指摘いただいた論点 1-2 の2ポツ目の③について、バスケットクローズとして記載しているところ、予見性の確保をしっかりと担保していく必要がある。また、現時点でどういったものが想定されるか、確定させることはできないが、例えば、移動通信システムの世代交代のタイミング等で周波数の再配置を行う必要がある場合等が考えられる。

(三友座長)

篠崎構成員のおっしゃるとおりであり、コストとベネフィットの問題は、どういうくくりでそれを評価するかにもよるかと思うが、社会全体で見たときのコストとベネフィットは、ある程度可視化する必要があると思う。トラヒックの有効活用の状況については、事業者からちゃんとデータを出していただかないと評価できないので、その点については重ね重ねお願いをしたいと思います。

この段階ではまだ論点整理なので、いろいろと御意見をいただいてその結果を反映していただきたい。

③ワーキンググループの検討事項以外の論点について

資料6-3に基づいて、ワーキンググループの検討事項以外の論点について事務局より説明が行われた。

(藤原構成員)

まず、ローカル5Gについて、やはり既存キャリアだけではなく、スマートシティ等にも使用できるし全産業あるいは全地域が参加型になると思う。電波産業に対して参加型の制度は、世界にもない優れた制度だと感じている。Sub 6が昨年12月に割り当てられたが、エリア外まで電波が届いてしまうことから、やはり制度の緩和が必要かと思い、領域内を中心に届いたところまでは何か規制緩和できるような仕組みが要るのではないかと思う。

Beyond 5Gについては、電波産業を創出することが今、喫緊の課題だと思う。そういった意味で、官民挙げてオールジャパンの研究開発体制ができつつあると思うが、Beyond 5Gで世界をリードするためにも、電波利用料も未来への投資という意味で、電波産業創出のために、Beyond 5GのオールジャパンのR&Dに投資したほうがいいのではないかと思う。

(藤井構成員)

藤原構成員からも意見があったが、ローカル5Gについて、広域利用の希望がかなり出ているのではないかと思う。これについて、必要に応じて周波数分割等で自己土地利用とのすみ分けを上手くつくる仕組みが必要ではないかと思う。特に周波数帯を変更するようなシステム構築を行うとダイナミック周波数共用とも絡んでくるので、その辺りの検討が今後必要ではないかと思う。

次に、論点1-10の衛星コンステレーションによる携帯電話利用について、現在恐らく免許制度上、携帯電話を衛星通信で使おうとすると、衛星地球局としての電波利用料と携帯電話の電波利用料が二重に取られる状況になるかと思うので、同じもので使うのであれば統一できる仕組みがあったほうが良いかと思う。

論点3-1のインターネットショッピングサイトでの技適不適合機器の扱いについて、ユーザー側のほうで技適マークが付いている機器を使わなければいけないことになっていたと思うが、インターネットショッピングサイトを見ていると技適の有無について表示がなく、ユーザー側は技適が取れているか分からない状況で買わなければいけないことになっている。購入してから違法な機器だったとしても、法律上で使ってはいけなくても使ってしまう方がかなりいるのではないかと思うので、せめて技適の有無の表示を義務づけるぐらいは行ったほうが良いと思う。

(宍戸座長代理)

まず、論点1-3の5G等の電波の安全性の理解促進について、5Gの安全性は、国によってはかなりセンシティブなところがあるように報道等で承知している。我が国でこれから5Gの普及を進める上で、例えばその安全性についても、今後様々な形で普及が進めば進むほど議論が起きてくることが想像される。国として、5Gの推進を進める上で、社会インフラであると考ええる以上、しっかりとした科学的な研究を、何らかの形で相当なリソースを割いて調査をし、消費者、生活者の目線でしっかり安全性について発信していくことが有用ではないか。備えあれば憂いなしではないが、そうしたことについて今後取り組んでいただきたい。様々な取り組まれていることは資料6-3の11ページにもあるが、今後の社会インフラであるという以上、より強力な調査と発信が必要ではないかと考える。

次に、論点2-1の電波の利用状況調査について、先ほど制度WGとの関係でも様々な貴重な御意見、御指摘をいただいたところ、理想としてはリアルタイムで電波の周波数ごとの利用状況を事業者の皆様から提供いただいて把握し、一方では、それを政策形成に生かすことだろう。今いろいろなところでEBPMの議論がなされているが、この辺が一番なじむ領域ではないかと思う。また、政策によって形成された基準を具体的に適用して様々なことを行う場合にも、総務省による行政裁量を縮減し、合理的な議論、統制を可能にする意味でも、この利用状況調査が政策形成、あるいは具体的な研究に生かされるような形で進化されていくことが今後必要ではないか。

最後に、論点2-3の周波数の経済的価値を踏まえた割当て手法について、今春、東名阪以

外の 1.7GHz 帯で特定基地局開設料制度が適用されたことは既に公表されているが、いかなる申請の下で割当ての判断がなされたのかをできるだけオープンにしていだきたい。また、研究者の皆様がこれについて議論することによって、この制度の合理性やあるべき運用について議論が積み重ねられ、また 1.7GHz 帯以外の新たな周波数帯の割当てにもトライしていただき、知見を積み重ねることが、様々難しいところはあるかと思うが、この周波数の経済的価値を踏まえた割当て全般について議論をしていく上でも、非常に貴重な資料になると思う。

(三友座長)

5Gの安全性は意外と忘れられがちであるが、実は非常に重要で、海外では5Gとコロナを関連付けられたこともあり、健全な策定のためには非常に重要だと思う。

(高田構成員)

まず、論点 1-8 のオープン化に伴う無線局免許・認証の在り方について、ぜひこれはベンダーの皆さんにもお願いしたい。オープン化の促進は、RU、DU 及び CU が満たすべき具体的な条件の検証・策定等とあるが、きちんと標準化することによって、ある程度認証を簡素化する仕組みを標準化のメカニズムの中に本来は入れていただくべきと考える。恐らくそこが担保できていないため、個々の組合せで動かしてみないと分からないという話になるので、ぜひ総務省からもプッシュしていただき、業界団体にもそういう働きかけをしていただければと思う。

次に、論点 3-3 の高い周波数での電波監視の在り方について、これは非常に難しい技術だと思う。周波数が高くなることで、アンテナの指向性が非常にシャープになるので指向性の高い測定器を使わないと発射源の検出は難しいということと、高周波回路の性能の関係で感度の問題もある。私もミリ波、準ミリ波の計測をやっているが、きちんと技術開発していないとなかなか難しいように思う。一方で、どこまで追い求めていくか、非常にマイクロなものになるので、現実的な規制を設けていくことが大事だと思う。

その延長線上として、論点 1-5 の Beyond 5G の促進でもテラヘルツについて、無線局免許手続を緩和していく必要があると思う。いずれにしても、測定器で検出できないということは、干渉しないということにかなり近いところがあると思うので、緩和についてもぜひお願いしたい。

最後に、論点 2-1 の電波の利用状況調査について、1 ポツ目で評価の中で具体的な評価指標等を検討とあるが、かなり難しいように思う。携帯電話のようになじみのあるシステムばかりでなく多種多様なので、ここの評価指標を共通化していくのは非常に難しい。むしろ、それぞれのシステムで何が求められているのかという観点から、例えば、ユーザー目線でどういった評価指標が必要なのかもきちんと議論しないと、一つの尺ではなかなか難しいと思う。

(北構成員)

まず、論点 1-3 の 5 G の安全性について、電波強度マップや地域の電波強度を柔軟に測定できる仕組みが必要ではないかといった論点があるが、これに関連して、追加の論点を申し上げます。

携帯電話会社の競争力の源泉は電波であり、各社がその電波を活用して構築したシステムのエリアカバー力やデータの実効速度等の差によって、消費者は事業者を選択している。データの実効速度は、総務省がガイドラインをつくって、各社が共通の尺度で計測して、ホームページ等で公表されているところ、エリアカバー率あるいはエリアマップについては現在、共通の尺度がなく、各社ばらばらという状況が続いている。

ただ、共通の尺度で計測する、つまり、計測方法を統一してエリアマップをつくるということは、非常にハードルが高いということが分かってきており、一方で、イギリスや韓国では、国が自ら計測して、事業者が提出したエリアマップが正しいかどうかチェックしているので、我が国でも同様な方法を検討する必要があるのではないかと。

次に、技適不適合機器の流出に関して、先ほどの藤井構成員の御発言と関わっており、本件は電波有効利用成長戦略懇談会 令和元年度フォローアップ会合で議論して、EC サイトの運営事業者によってガイドラインの遵守が進展すると期待していたところ、残念ながら、今なお、海外で非純正部品を使って非正規の修理が施されたスマートフォン等が、日本の EC サイトで販売されている。先ほど藤井構成員のおっしゃったように、技適の有無、あるいは純正部品が使われたか、あるいは正規の修理が施されたかといった表示の義務化等を検討する必要がある。

(柳迫電波政策課企画官)

5 G 等の電波の安全性の理解促進については、重要な論点だと思うので、しっかり取り組んでいきたい。

高田構成員から利用状況調査の評価指標の共通化は難しいとの御指摘があったが、そのとおりだと思うので、各無線システムの特徴等も踏まえながら検討していきたい。

北構成員から各社のエリアカバー等について共通の尺度がないとの御指摘があったが、重要な課題であるので、我が国においてこういった対応が可能か今後検討する必要があると思う。また、技適の不適合機器の流出抑止については、令和元年度フォローアップ会合の提言を踏まえて、昨年 12 月に「技術基準不適合無線機器の流通抑止のためのガイドライン」を公表した。このガイドラインの実施状況については、御指摘いただいた課題も踏まえ、今後しっかりフォローアップをしていきたい。

(寺田構成員)

まず、宍戸構成員もおっしゃっていた、論点 1-3 の 5 G の安全性について、ぜひ調査研究

等へも今後も潤沢な予算を検討する等して、しっかりと研究を進めていただきたい。安全性の確保という点もしっかりとアピールすることが重要だと思う。

次に、論点 2-3 の電波の再配分や割当て手法に関する部分で、オークション制度の例は資料 6-3 の 69 ページに記載されているが、5 G 周波数の割当てに関しては、特にオークションが望ましい政策効果をもたらさないとシンガポールが言ったところ。5 G のオークションはそもそも電波の割当ての有効利用の活用の一つの方策であるので、日本もどのように割当てや再配分を行っていくのかに関して、特にこれまで推進してきたような国も方針転換をしていることがあり得るため、改めて確認したり調査したりして参考にすべきだと思う。まずは 1.7GHz 帯の割当てで経済的価値を加味した部分について、宍戸構成員もおっしゃっていたように、具体的な検討結果をしっかりと公表して、改めて検証し、ほかの周波数帯にも広げていくこと等も考慮して、オークション制度に飛びつくというのではなく、いまの特定基地局開設料制度の運用状況についてしっかりと検討を進めるべき。

最後に、技適不適合機器について、プラットフォーム上で実際にいろいろな販売が広がっていることも含めて気になっている。現在、プラットフォームの規制の話が別途進められているので、プラットフォームへのガイドラインと結びつける等、多様なやり方があるかと思う。

(大谷構成員)

まず、東名阪以外の 1.7GHz 帯について、ちょうど結論を得たところだが、特定基地局開設料が高だけでは割り当てられないという、日本的な結論を想定した制度にしていたことで、効果的になったという結論を得たと思う。ただ、この結論は、配点方法として、新規参入の方、事業者にも有利な配点方法を取ったことから、最初からある程度結論が見えているような仕組みであったと評価されており、ベストと言える割当て方法だったのかについては、これからも検討の必要性がある。引き続きこの制度について考え方を整理していくことが望まれる。併せて、特定基地局開設料は Society 5.0 に関係する研究開発に使っていくことで、その用途をきっちり評価する仕組みも、併せて整えていく必要がある。

次に、論点 1-9 の災害時の対策等について、HAPS の利用が入っているが、災害時だけにとどまらない、様々な用途での利用が考えられるものだと思うので、平時でもほかのシステムの影響をどう見るのかといったルールづくりのために必要なデータを集めていくことが必要かと思う。

最後に、宍戸構成員、寺田構成員はじめ皆さんおっしゃっていた論点 1-3 の 5 G の安全性について、これまで十分な取組をしてきていることは認識しているが、人体への影響だけではなく、環境全体への影響といったことも把握し、その研究成果を情報発信していくこともお願いしたい。最近ではその疑念は払拭されているかもしれないが、例えば、蜜蜂の営巣等に影響があるのではないかと声が上がった時期もあり、サステナビリティを考えていく上では、人体以外の、環境全体への配慮をぜひお願いしたい。

(飯塚構成員)

まず、論点 1-3 の電波の安全性について、ヨーロッパでは、従来より消費者保護の観点から、いわゆる電波暴露に関する測定値は、規制当局がウェブサイトで公表をしているところ。イギリスでは、一般の要請にも基づき、規制当局が有料で測定する仕組みも整備されているとのこと。フランスでも、測定結果と併せて、各携帯電話会社の基地局の設置場所が地図上で確認できるように、専用のウェブサイトを規制当局が提供している。日本でも、消費者保護の観点から、基地局の設置場所と暴露レベルの測定及びその結果をウェブサイト上で広く消費者に公開する仕組みが必要になるかと思う。

次に、論点 4-3 の料額算定における考慮事項について、イギリスでは、最近、電波利用料の算定に当たり、干渉保護の度合いをベースにした新たな考え方が規制当局より示されている。これは、インターフェアレンスプライシング、またはプロテクションプライシングと称されており、より高い干渉保護を求める無線システムに対しては、利用料をより高く設定するというもの。これにより、本当に真に必要な干渉保護のレベルにとどめることで、周波数の有効利用と周波数の共用化を一層進めていくことが可能になる。こうした手法は、電波の超過需要がある場合に有効であるとされており、共用時にステークホルダー間の需給調整を図る観点から、干渉保護の要求レベルに基づいた価格メカニズムの考え方は、日本としても注目して見ておいたほうがよい。

(柳迫電波政策課企画官)

本日の会合では、特に 5 G 等の電波の安全性の理解促進について、構成員の皆様から御意見が多かったと思う。この点については、利用者の理解が深まるよう、これから公開の仕組みをしっかりと検討していきたい。また、HAPS についても、災害時だけでなく平時の利用も含めて検討しなければならない点は、御指摘のとおりだと思う。

構成員の皆様からいただいた多くの御意見を踏まえ、今後、事務局において骨子案を作成していきたい。

(4) 新谷総務副大臣から締めめの発言

(5) 閉会

以上